

第194回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第8号

令和2年7月3日かすみがうら市農業委員会告示第8号をもって、令和2年7月10日(金)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第194回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年7月10日(金) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員 (新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席委員を過半に減じて開催)

1番 栗山 千勝 2番 塚本 勝男 3番 海東 功 4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂 6番 飯田 敬市 10番 中山 峰雄 13番 市川 敏光
14番 栗原 進一

4. 欠席委員 (新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席を求めない委員)

7番 貝塚 光章 8番 井坂 孝雄 9番 谷中 昌 11番 鈴木 良道
12番 久松 弘叔 15番 欠員

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫
係長 横田 桂明 主事 下川 華帆

6. 議事録署名委員

3番 海東 功 4番 外塚 孝雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第21号 制限除外の農地移動届出の受理について
報告第22号 現況証明願の受理について

⑤ 議案審議について

議案第46号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 農地改良協議書に対する同意について
議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)
議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について

⑥ その他

8 閉会

午後2時30分開会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和2年度 第194回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は9名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p>
事務局長	<p>それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>中山会長あいさつ</p>
議 長	<p>はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、3番 海東功 委員、4番 外塚孝雄 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の横田係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>最初に報告第19号から報告第22号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 「議案第46号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>
議 長	<p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 栗原委員	<p>7月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、栗山委員と塚本委員と私の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号1番は、●●●地内の●●●●●から約70m北側に位置する田1筆になります。現況は、水稻が作付けされておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。引き続き水稻を作付けする計画です。 番号2番は、●●●地内の●●●●●から約180m北東に位置する畑1筆になります。こちらは、市の廃道敷地と同じ面積での交換となります。現況は、道路としての現況はなく、隣接農地と一体となっておりました。申請人は農作業効率化を図るため今回の申請に至りました。ブルーベリーを作付けする計画です。</p>

議 長	次に、番号4番、番号5番については、譲受人が同一で、申請地も隣接地で関連がありますので一括審議といたします。 番号4番、番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番、番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号8番から番号12番については、借人が同一で、申請地も隣接地で関連がありますので一括審議といたします。番号8番から番号12番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番から番号12番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番から番号12番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号13番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号13番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号13番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第46号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第47号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読及び説明をいたします。なお、案件については、事前調査を実施

	することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	「議案第48号農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 10ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で12件、面積は43,886㎡です。内訳は再設定2件、新規10件で主な作付け作物は水稻・レンコン・野菜・花です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第49号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 14ページをご覧ください。今回利用権の設定は全体で3件、面積は17,220㎡です。内訳は新規が3件で主な作付け作物はレンコン・水稻です。 農地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

	る農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 16ページをご覧ください。市長より令和2年6月26日付けで農用地利用配分計画案の意見を求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので計画案が6件、面積17,220㎡です。内容については、すべて一括方式による計画案のため、農地中間管理機構と県との間で農地利用配分計画協議は既に終了しております。本日の総会で決定されると農地利用配分計画が認可される流れとなります。 以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第51号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、8月11日(火)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、海東功委員、外塚孝雄委員、塚本茂委員です。 日時は、8月4日(火)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしく お願いします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	①市農業委員会視察研修及びかすみがうら祭りの中止について ②農業委員、推進委員の募集について ③農地利用実態調査意向リストの配布について
議 長	只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	以上を持ちまして、第194回総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦勞様でした。